

「povo1.0」提供条件書

KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下、併せて「当社」といいます。）は、以下のとおり、povo1.0 通信サービス契約約款に定める povo1.0 サービスを提供します。

1. 概要

「povo1.0」は、月間データ容量 20GB を税抜額 2,480 円(税込額 2,728 円)/月でご利用いただけるオンライン専用の料金プランです。

2. 提供条件

(1) povo1.0 の基本情報

- ・ご利用が可能な月間データ容量は、20GB です。
- ・各種ご利用料金は、以下のとおりです。

区分	料金	備考
基本使用料	税抜額 2,480 円/月 (税込額 2,728 円/月)	データ通信料とインターネット接続機能のオプション機能使用料を含む金額です。
国内通話料	税抜額 20 円/30 秒 (税込額 22 円/30 秒)	衛星電話への通話は税抜額 161 円(税込額 177.1 円)/30 秒です。また、他事業者が料金設定している電話番号へは指定の通話料がかかります。
国内 SMS 利用料	[送信]税抜額 3 円/通 (税込額 3.3 円/通) ※全角 70 文字まで [受信]無料	機種により最大全角 670 文字まで送信可能です。ただし、134 文字までは 2 通分、それ以降は 67 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。SMS 機能の詳細は(5)①をご参照ください。

(2) データ通信について

① データ通信利用の制限

- ・国内の月間の利用データ量が 20GB を超えた場合に、国内の通信速度を 1Mbps に制限します。その場合も、「データトッピング」提供条件書に定めるデータトッピング（データ使い放題 24 時間、データ追加 1GB）にお申込みいただくことで、通常速度でご利用いただけます。
- ・上記のほか、一定期間内に大量のデータ通信のご利用があった場合、混雑する時間帯の通信速度を制限します。

② 通信識別機能

povo1.0 をご契約の場合、通信識別機能（ご利用中の通信について、通信先やご利用しているサービスを識別する機能）が適用されます。識別の結果は、データ通信量のカウントや通信速度の制御等に利用します。

(3) 国際通話/国際 SMS について

① 国際通話料

通話先区分によって、通話料が異なります。通話先区分およびそれぞれの通話料については、別紙 1 のとおりです。

② 国際 SMS 利用料

送信料は全角 70 文字まで 100 円/通、受信料は無料です。機種により最大全角 670 文字まで送信可能です。ただし、134 文字までは 2 通分、それ以降は 67 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。SMS 機能の詳細は(5)①をご参照ください。

※国際通話料及び国際 SMS 利用料に、消費税相当額はかかりません。

(4) 手続きに関する料金

手続き ^{*1}	手数料
	税抜額（税込額）
au IC カードの再発行、au IC カードへの変更、 eSIM の再発行、eSIM への変更	4,500 円(4,950 円)/回

*1：当社所定のアプリケーション又は WEB サイトにて行われた eSIM の再発行及び eSIM への変更については、手数料はかかりません。

(5) オプション機能

① SMS 機能

- ・電話番号を使用して、文字メッセージの送受信を行うことができる機能です。お申込み不要でご利用いただけます。
- ・同一の電話番号からの 1 日の SMS（海外での SMS を含みます。以下この項において同じとします。）の送信回数が 200 回を超えた場合、それ以降その日において、SMS を送信することはできません。番号移行または MNP があった場合、移行前後または MNP 前後の送信回数を合算して判定します。なお、本機能の停止前に 200 回を超えて送信した SMS があった場合も、その料金の支払いが必要です。
- ・ご利用のスマートフォンにより、送信できる文字数の上限が異なります。
- ・電波が伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合、送信できないことがあります。この場合、当社の設備に蓄積した SMS は、一定期間経過後に消去します。
- ・発信者番号通知を「通知しない」と設定している場合、SMS を送信することはできません。
- ・他事業者との間で受信または送信される SMS または国際 SMS は、事業者の定めに従い形式を変換することがあります。
- ・国際 SMS は、外国の法令や外国事業者の契約約款等により送信を制限されることがあります。
- ・当社は、本機能を利用する povo1.0 契約者（利用者登録が行われているときは、登録利用者としてします。以下、本機能において同じとします。）から、SMS の受信時に当社が必要とする範囲でその SMS の送信元及び内容を確認し、フィッシング等の詐欺犯罪、マルウェア、ドラッグ、出会い系またはアダルトその他 povo1.0 契約者に危

陰を及ぼす恐れがあると当社が判定した SMS の受信を行わないようにする取扱い（以下「迷惑 SMS ブロック」といいます。）を利用する意思表示があったものとみなして取り扱います。

- ・ povo1.0 契約者は、当社が別に定める方法により、その povo1.0 回線について、迷惑 SMS ブロックの利用を取りやめる意思表示または利用を取りやめた迷惑 SMS ブロックについて再度の利用を行う意思表示をすることができます。
- ・ 当社は、迷惑 SMS ブロックの利用中に SMS を受信しまたは受信しなかったことにより生じた結果及びこれに係る被害または損害について、責任を負わないものとします。
- ・ 当社は、povo1.0 契約者に対して、迷惑 SMS ブロックの安全性、正確性、確実性、有用性のほか、povo1.0 契約者の利用目的や要求に対する適合性等について何ら保証するものではありません。
- ・ 前 2 号の規定は、当社の故意または重大な過失によって生じた当社の責任に対しては適用されないものとします。

② インターネット接続機能

- ・ インターネットとの間でデータ通信、+メッセージ等が利用できる機能です。お申込み不要でご利用いただけます。
- ・ 本機能の利用に関して、当社が設置したもの以外の電気通信設備を介して行う通信の品質は保証しません。
- ・ +メッセージで受信または送信を行うことができる情報量、情報の表示方法等に関する提供条件については、+メッセージ利用規約に定めるところによります。同利用規約に定める+メッセージに係る利用契約を締結している場合に限り、+メッセージを利用することができます。
- ・ 他事業者から MNP で povo1.0 にご加入のお客さまが、MNP 転出元の事業者において+メッセージの提供を受けていた場合（MNP の申込みに先立ち、当社の+メッセージ利用規約に定める利用者情報引継機能と同等の機能を利用した場合に限り）、povo1.0 のお申込みと同時に+メッセージに係る利用契約の申込みがあり、povo1.0 の申込みの承諾と同時にその申込みを承諾したものとして取り扱います。

③ テザリング利用機能

- ・ povo1.0 で利用するスマートフォンに、パソコンやゲーム機器等の外部機器を接続することで、それらの外部機器でデータ通信を利用できる機能です。お申込み不要でご利用いただけます。
- ・ 本機能を利用して発生したデータ通信については、データ容量を消費します。
- ・ 本機能の利用に関して、当社が設置したもの以外の電気通信設備を介して行う通信の品質は保証しません。

④ 海外ローミング

【共通】

- ・ 海外で povo1.0 を利用できる機能です。当社が所定の登録を完了した後、ご利用いただけます。

- ・本機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。

ア データ通信以外のもの

利用形態	内容
渡航先宛通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、発信側の移動無線装置が在圏する海外利用地域（別紙２に定めるものをいいます。以下同じとします。）と同一の地域宛のもの
日本宛通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、日本宛のもの
渡航先以外宛通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、渡航先宛通話利用及び日本宛通話利用以外のもの
着信通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの
海外 SMS 利用	外国事業者の電気通信サービスにより SMS 機能を利用したもの
備考 （ア） 上記の規定に関わらず、当社が別に定める海外利用地域間の通話（au 世界サービスについて定めた当社所定のホームページに規定するものに限りします。）については渡航先宛通話利用として取り扱います。 （イ） 外国事業者の VoLTE 以外のネットワークを利用した場合、当社は外国事業者から取得した通話明細における通話先電話番号を元に利用形態を判定します。	

イ データ通信に係るもの

- ・利用形態及び利用地域により、オプション機能使用料が異なります。利用可能地域は別紙２、料金は別紙３のとおりです。
なお、実際に通信を行うことができる場所、利用できる利用形態その他外国事業者の通信サービスの内容については、povo1.0 で利用している端末及び外国事業者により異なります。
- ・オプション機能使用料は、料金表通則の規定によらず、当社所定の期間に従って計算します。
- ・オプション機能使用料の適用及び通信速度の制限等に当たり、通話時間（着信通話利用に係るものに限りします。）、SMS の送信回数、利用データ量ならびにデータ通信の利用に当たって選択した利用日数及びその登録回数は、当社の機器により測定します。着信通話利用以外の通話に係る通話時間は、外国事業者の機器により測定します。
- ・本機能の利用に係る料金その他の債務の請求や通信明細書の発行については、外国事業者の事情により、利用の翌々月以降となる場合があります。
- ・当月のオプション機能使用料の概算額が当社所定の額を超えた場合、その povo1.0 回線について、本機能の利用を制限することがあります。当社は、これにより生じた損害については、その povo1.0 回線の基本使用料を上限として賠償します。
- ・国際ローミング協定その他外国の法令等により、本機能の利用を制限することがあります。

※本機能のオプション機能使用料に、消費税相当額はかかりません。

【通話/SMS】

- ・ KDDI の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話（以下「着信自動通話」といいます。）を利用できるときに限り、提供します。
- ・ povo1.0 への通話または SMS が送信された場合に、契約者確認信号（外国事業者の電気通信設備において povo1.0 の端末を確認した信号をいいます。）によりその povo1.0 の端末が海外に在圏すると認識したときは、着信自動通話を利用して、その通話または SMS を外国事業者の設備へ転送します。
この場合、転送する前までの通話は、国内の当社所定の地域に在圏する端末への通話とみなして取り扱います。

【データ通信】

- ・ 利用に当たっては、当初所定の登録を行っていただきます。登録を行った内容に応じて、定額料を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能定額制」といいます。）を行います。詳細は、別紙3のとおりです。

⑤ RCS 機能

- ・ 当社の RCS 利用規約に定める RCS をいいます。お申込み不要でご利用いただけます。
- ・ 本機能を利用する povo1.0 契約者（利用者登録が行われているときは、登録利用者として。以下、本機能において同じとします。）は、情報の第三者への提供に関する以下の内容について同意していただく必要があります。

ア 当社及び Jibe Mobile Inc.（米国）それぞれが以下の情報を取得、相互提供及び利用すること。なお、以下の情報は、この機能の提供、運営（迷惑及び不正行為の防止を含みます。）及び改善のための調査・分析を目的に、必要な期間内において、利用します。

（ア） 利用者情報（電話番号、IMSI（国際移動電話加入者識別番号）、ご利用中の携帯電話事業者等）

（イ） 送受信情報（送受信日時、送受信先の電話番号/ネットワーク情報、送受信メッセージの内容（添付ファイルを含みます。以下この欄において同じとします。）、送受信結果、グループチャット情報）

※送受信メッセージの内容は、本機能の提供以外の目的では利用しません。また、メッセージの内容は確認しません。

イ povo1.0 契約者が MNP を利用して他の携帯電話事業者に移転し、移転先で本機能の情報を引き継ぐ場合、引き継ぎのために必要な範囲において、Jibe Mobile Inc.（米国）が当該事業者に対して上記の送受信情報のうち受信に係る情報（以下この欄において「受信情報」といいます。）のみを提供すること。同様に、他の携帯電話事業者の契約者が MNP を利用して当社に移転し、当社において本機能の情報を引き継ぐ場合、受信情報を Jibe Mobile Inc.（米国）が当社に対して提供すること。

- ・ 本機能に関する提供条件については、RCS 利用規約その他当社が別に定めるところによります。

⑥ au Starlink Direct 機能

- ・ 当社の au Starlink Direct 提供条件書に定める au Starlink Direct をいいます。当面の間、当社が別に定める端末をご利用の povo1.0 契約者は、お申込み不要でご利用いただけます。
- ・ 本機能に関する提供条件については au Starlink Direct 提供条件書その他当社が別に定めるところによります。

⑦ JAPAN ローミング™機能

- ・ 当社の JAPAN ローミング™提供条件書に定める JAPAN ローミング™をいいます。お申込み不要でご利用いただけます。
- ・ 本機能に関する提供条件については JAPAN ローミング™提供条件書その他当社が別に定めるところによります。

(6) その他ご注意事項

① ローミング時の通話料、データ通信料について

- ・ ローミングとは、KDDI のご契約者が沖縄セルラーエリア内で通信を行うこと、及び沖縄セルラーのご契約者が KDDI エリア内で通信を行うことをいいます。ローミングにより生じた債権については、ローミング先の事業者から契約元の事業者へ債権譲渡し、ご利用料金に合算して請求します。
- ・ ローミング時に利用した通話及びデータ通信に関する料金その他取扱いについては、本提供条件書、「通話トッピング」提供条件書及び「データトッピング」提供条件書に規定する内容と同じとします。

② 電話番号案内サービスについて

電話番号案内サービスをご利用の場合、通話料のほか、1 の電話番号案内につき税抜額 400 円(税込額 440 円)がかかります。その他提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。

③ 料金のかからない通話、データ通信について

以下の通話、データ通信については、料金がかかりません。

- ・ 緊急通報（110 番、118 番、119 番）に係る通話
- ・ 当社の通信サービスに関する問合せ、申込み等のために行う通話及びデータ通信のうち、当社が指定したものへの通話及びデータ通信

④ 通信が利用できない場合の取扱い

契約者の責めによらない理由で、その月の全ての日にわたり povo1.0 通信サービスを全く利用できない状態が生じたときは、基本使用料の支払いを要しません。この場合、該当の料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

⑤ au から povo1.0 へ移行された場合のデータ通信関連の取扱い

- ・ 月中に au から povo1.0 への番号移行があった場合、当月の月間データ容量は移行前後で大きい方の値を適用します。au の月間データ容量の取扱いは、au の料金プラン間で変更した場合と同様とします。

- ・ au から povo1.0 への番号移行があった場合、移行時点でデータチャージにより追加購入したデータ容量もしくは受け取ったデータプレゼント(いずれも有効期間内のものに限り、)が残っているときはそれを引き継ぎます。

⑥ au→自宅割の適用について

- ・ povo1.0 契約者が当社指定の固定電話をご契約の上、その固定電話の電話番号を自宅電話番号として当社に登録している場合、povo1.0 からその固定電話への通話料を割引きます。
- ・ 契約内容ごとの通話料の割引率は、次表のとおりです。

区分	割引率
au ひかり 電話サービス、au ひかりちゅら 電話サービス、電話(K)サービス、ホームプラス電話、KDDI-IP 電話 (au one net 050 電番サービス)、ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話、ホーム電話、J:COM PHONE プラス、J:COM PHONE ひかり、J:COM PHONE、コミュファ光電話のいずれかにご加入の場合	100%

⑦ 金融サービスセット割の適用について

- ・ 特定金融商品契約の契約をされたご契約者から指定があった場合、その povo1.0 回線に対して、金融サービスセット割を適用します。
- ・ 金融サービスセット割の提供条件は、当社の金融サービスセット割利用規約に定めるところによります。

■本提供条件書について

- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定の WEB サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等(povo1.0 通信サービス契約約款、au(5G) 通信サービス契約約款、au(LTE) 通信サービス契約約款その他当社の各契約約款及び各規約をいいます。)の規定を適用します。契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・ povo1.0 に関するその他の提供条件については、当社のホームページ等に定めるところによります。

■更新履歴

2021 年 3 月 23 日 初版作成

2021 年 5 月 1 日 加入電話からの通話料の改定に伴う改版

(2021 年 5 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に povo に着信のあった通話について、改定後の通話料を適用します。)

2021 年 6 月 25 日 手続きに関する料金に係る改版

2021 年 9 月 29 日 povo2.0 の提供開始に伴う改版

2021 年 10 月 1 日 NTT 東日本・NTT 西日本の加入電話及び公衆電話からの通話に関する改版

(2021 年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に povo1.0 に着信のあった公衆電話からの通話及び NTT 東日本・NTT 西日本の加入電話からの通話 (NTT コミュニケーションズのメンバーズネットを利用したものに限り、)、2021 年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に開始した NTT 東日本・NTT 西日本の加入電話からの通話 (NTT コミュニケーションズのメンバーズネットを利用したものを除きます。)) について、改定後の内容を適用します。)

2022 年 2 月 1 日 海外ローミング機能の提供開始に伴う改版

2022 年 7 月 1 日 海外ローミング機能の利用可能地域に関する改版

2023 年 2 月 1 日 衛星電話への通話に関する改版

(衛星電話のうちワイドスター II への通話については、2023 年 3 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に終了した通話より、改定後の通話料を適用します。それまでの間の通話料は次のとおりです。)

衛星電話(陸上)への通話：税抜額 20 円(税込額 22 円)/30 秒

衛星電話(船舶)への通話：税抜額 50 円(税込額 55 円)/30 秒

2023 年 2 月 15 日 迷惑 SMS ブロックの提供開始に伴う改版

2023 年 4 月 1 日 手続きに関する料金に係る改版

(・2023 年 4 月 20 日以降に申込みのあった手続きから改定後の手数料を適用します。

・2023 年 4 月 19 日以前に申込みがあり 4 月 20 日以降に完了した手続きについては、改定後の手数料を一旦請求し、その請求した料金と改定前の手数料の差額を、手続きが完了した翌月以降に当社所定の方法により減算等する取扱いを行う場合があります。)

2023 年 6 月 1 日 海外ローミング機能の利用可能地域に関する改版

2023 年 10 月 23 日 海外ローミング機能の利用可能地域に関する改版

(本改定は 2023 年 10 月 1 日から実施します。)

2024 年 2 月 20 日 au 海外放題の提供開始に係る改版

(・本改定は 2024 年 3 月 15 日の当社所定の時刻から実施します。)2024 年 3 月 4 日 国際通話の通話先区分に関する改版

2024 年 3 月 27 日 SMS 機能等に関する改版

(本改定は 2024 年 4 月 10 日から実施します。)

2024 年 3 月 29 日 表記に関する改版

2024 年 5 月 1 日 国際通話に関する改版

(本改定は 2024 年 6 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に終了した通話について実施します。2024 年 5 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日までの間、国際通話 (特定衛星携帯電話及びインマルサットサービスに係るものを除きます。)に係る通話先区分及び通話料は、別紙 1 (国際通話の通話先区分及び通話料) の規定に関わらず、次表のとおりとします。)

通話先区分	通話料
アメリカ合衆国 (アラスカ及びハワイを除きます。)、アラスカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド、ハワイ	20 円/30 秒
マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国 (香港及びマカオを除	55 円/30 秒

きます。)、朝鮮民主主義人民共和国	
アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾール諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパール王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア	65 円/30 秒
アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブ	85 円/30 秒

ルンジ共和国、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国	
アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアデルーベ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット	95 円/30 秒
国際ネットワーク 1	65 円/30 秒

2024 年 9 月 9 日 国際通話の通話先区分に関する改版

2024 年 9 月 26 日 海外ローミング機能に関する改版

2024 年 11 月 1 日 海外ローミング機能のオプション機能使用料に関する改版

(・本改定は、次表に定めるとおり実施します。)

海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（渡航先での着信に係るものに限ります。）に関する改定	日本時間の令和 6 年 12 月 1 日午前 0 時 00 分以降に着信のあった通話について実施します。
海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（渡航先での着信に係るものを除きます。）に関する改定	その通話に係る通話明細を当社が外国事業者から受領した日時が、令和 6 年 12 月 1 日の当社所定の時刻以降の通話について実施します。

- ・ 2024 年 11 月 1 日から本改定実施までの間、次表の左欄に定める地域区での海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（通話に係るものに限ります。）は、別紙 3 の（1）の規定に関わらず、次表のとおりとします。）

1 分までごとに

地域区分	通話区分及び料金			
	渡航先での着信	日本への国際通話	日本以外への国際通話	渡航先での着信
アメリカ 7	80 円	250 円	280 円	100 円
アメリカ 16	80 円	280 円	280 円	100 円

2024 年 12 月 1 日 外国の国名及び海外ローミング機能の利用可能地域に関する改版

(海外ローミング機能の利用可能地域に関する改定は、2025 年 1 月 1 日から実施します。)

2024 年 12 月 11 日 海外ローミング機能に関する改版

2025 年 3 月 31 日 オプション機能に関する改版

(本改定は 2025 年 4 月 1 日の当社所定の時刻から実施します。)

2025 年 4 月 10 日 au Starlink Direct 機能の提供に伴う改版

2025 年 6 月 3 日 世界データ定額の取扱いに関する改版

2025 年 9 月 3 日 RCS 機能に係る改版

(本改定は 2025 年 10 月 16 日から実施します。当社は、この改正規定実施の際、現に povo1.0 契約を締結している者について、当社が別に定める方法により RCS 機能の利用を希望しないと意思表示を行った場合を除き、2 の(5)の⑤の第 2 項に定める内容に同意したものとみなします。)

2025 年 12 月 8 日 海外ローミング機能の記載に関する改版

2026 年 3 月 1 日 au→自宅割の対象サービス追加に関する改版

2026 年 4 月 1 日 JAPAN ローミング™機能の提供に伴う改版

2026 年 6 月 1 日 国際通話の記載に関する改版

2026 年 6 月 25 日 手続きに関する料金等の変更に関する改版

(・手続きに関する料金及び電話番号案内サービスの利用料の改定は 2026 年 8 月 1 日より実施し、2026 年 7 月 31 日までの料金は、従前のとおり次表に定める額とします。)

区分	料金額
au IC カードの再発行、au IC カードへの変更、eSIM の再発行、eSIM への変更に係る料金 ^{*2}	税抜額 3,500 円 (税込額 3,850 円)/回
電話番号案内サービスに係る料金	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

^{*2}：当社所定のアプリケーション又は WEB サイトにて行われた eSIM の再発行及び eSIM への変更については、手数料はかかりません。)

別紙 1 国際通話の通話先区分及び通話料

(1) (2)以外のもの

以下の a u 国際電話サービスについて定めたWEBサイトに規定するところにより
ます。

<https://www.au.com/mobile/service/global/call/>

(2) 国際ネットワークに係るもの

通話先区分	通話料
国際ネットワーク 1 (Orange S. A. が提供する国際ネットワーク)	119 円/30 秒
国際ネットワーク 2 (Transatel が提供する国際ネットワーク)	119 円/30 秒

別紙 2 海外ローミング機能の利用可能地域

(1) 通話または SMS に係るもの

以下の a u 世界サービスについて定めたWEBサイトに規定するところによりま
す。

<https://www.au.com/mobile/service/global/au-world-service/area-charge>

(2) データ通信に係るもの

以下の a u 世界サービスについて定めたWEBサイトに規定するところによりま
す。

<https://www.au.com/mobile/service/global/au-world-service/area-charge>

別紙3 海外ローミング機能のオプション機能使用料

(1) 通話に係るもの

以下のau世界サービスについて定めたWEBサイトに規定するところによります。
<https://www.au.com/mobile/service/global/au-world-service/area-charge>

(2) SMSに係るもの

区分	料金
送信	100 円/通 (全角 70 文字まで)
受信	無料
備考 機種により最大全角 670 文字まで送信可能です。ただし、134 文字までは 2 通分、それ以降は 67 文字ごとに 1 通分の送信料がかかります。	

(3) データ通信に係るもの (海外ローミング機能定額制 (au 海外放題))

区分	料金
ア 予約を行わなかった場合 (予約を取り消した場合を含みます。以下同じとします。)	1,200 円/日 (24 時間)
イ 予約を行った場合	A B 以外の場合 1,000 円/日 (24 時間)
	B 利用開始時と利用終了時の地域として特定海外利用地域を指定した場合 800 円/日 (24 時間)

備考

- 海外でのデータ通信の利用に当たっては、次表に定める利用日数を選択して所定の登録を行っていただきます。

区分	選択できる利用日数
予約を行わずに渡航先で利用開始登録を行う場合	1 日 (24 時間) から 8 日 (192 時間) までの各日数
予約を行う場合	1 日 (24 時間) から 30 日 (720 時間) までの各日数

- 予約を行う場合は、上記のほか、利用開始日時及び利用地域を指定していただきます。

- イのBの特定海外利用地域とは、次表に定めるものをいいます。この対象地域を変更する場合があります。

アメリカ合衆国 (アラスカ及びハワイを含みます。)、カナダ、大韓民国、台湾、香港、マカオ、タイ王国、プエルト・リーコ、アメリカ領ヴァージン諸島、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国、マレーシア、カンボジア王国、ラオス人民共和国

- 予約を行った後、利用開始までに電話番号の変更があった場合、その予約を取り消します。
- 利用開始の後、auIC カードまたは eSIM の変更または再発行があった場合、海外ローミング機能定額制の適用を廃止します。
- 予約した利用開始日時または渡航先での利用開始登録日時から起算し、選択した利用日数 1 日 (24 時間) につき、上欄の料金がかかります。
- 予約した利用開始日時を過ぎても、予約した利用終了日時までに利用開始された場合、前項に定める起算はその利用開始日時から行い、その日時から予約した日数分、上

欄の区分イの料金でデータ通信を利用することができます。

- 8 選択した利用日数に満たない期間の利用であっても、選択した利用日数分の料金がかかります。
- 9 イのBに定める予約を行ったお客さまが、選択した利用日数に係る時間が経過する前に、特定海外利用地域以外の地域で au 海外放題を利用する場合、利用開始登録が必要です。この場合、イのBに定める定額料のほか、利用日数に応じてアに定める定額料がかかります。
- 10 海外ローミング機能定額制利用中に大量のデータ通信のご利用があった場合、海外でのデータ通信の通信速度を制限します。